

# 長野県人権政策推進基本方針

平成 22 年（2010 年）2 月

長 野 県

## 目 次

### 第1章 基本的な考え方

- 1 基本方針策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 基本方針の位置付け . . . . . 1

### 第2章 基本方針策定の背景

- 1 国内外の動向 . . . . . 3
- 2 長野県の取組 . . . . . 4

### 第3章 人権政策の基本理念

- 1 人権の概念 . . . . . 6
- 2 人権政策の基本理念 . . . . . 6

### 第4章 人権施策の方向性

- 1 人権の視点に立った行政 . . . . . 7
- 2 人権教育・啓発 . . . . . 7
- 3 人権相談・支援 . . . . . 10

### 第5章 分野別施策の方向性

- 1 同和問題 . . . . . 11
- 2 外国人 . . . . . 13
- 3 女性 . . . . . 15
- 4 子ども . . . . . 17
- 5 高齢者 . . . . . 19
- 6 障害者 . . . . . 21
- 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等 . . . . . 23
- 8 犯罪被害者等 . . . . . 24
- 9 中国帰国者等 . . . . . 25
- 10 様々な人権課題 . . . . . 26
- 11 インターネットによる人権侵害 . . . . . 28

### 第6章 推進体制

- 1 推進体制と役割 . . . . . 30
- 2 評価体制 . . . . . 30

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本方針策定の趣旨

長野県における人権施策は、昭和22年(1947年)に長野県振興委員会に部落問題特別委員会を設置して以来、同和問題を中心に様々な人権課題への取組を推進してきました。

最近においては、平成6年(1994年)の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(以下「国連10年国内行動計画」という。)が策定されました。

これを受けて本県では、「人権を尊重し差別のない明るい長野県づくり」を目指して、平成11年(1999年)に「人権教育のための国連10年長野県行動計画」(以下「国連10年長野県行動計画」という。)を策定し、様々な施策を実施してきました。

平成13年度(2001年度)末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。)が失効したことに伴い、昭和44年(1969年)以降実施してきた同和問題に関する特別対策事業は、一般対策に移行しました。

平成15年(2003年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、様々な人権課題に対応した人権教育・啓発活動に取り組んできました。

また、平成20年度(2008年度)を初年度とする長野県中期総合計画においては、「人権が尊重される社会づくり」を主要施策として位置付け、互いの“ちがいを”尊重し合う共生社会や他人に配慮し互いに信頼し合える社会の形成を目指しています。

しかし、依然として、差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在し、また、少子・高齢化、国際化、情報化の進展など社会経済情勢の変化に伴う新たな問題が生じてくるなど、人権問題は多様化、複雑化してきています。

長野県では、このような社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、「長野県人権政策審議会答申」(平成21年(2009年)3月)を受け、県民の皆様のご意見をお聴きし、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。

### 2 基本方針の位置付け

この基本方針は、長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。

長野県では、この基本方針に基づき、様々な人権課題の解決に向け、施策を推進していきます。

また、長野県中期総合計画における人権に関わる施策を推進するための基本方針とし

て策定するとともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「長野県人権教育・啓発推進指針」に代わるものです。

県民の皆様や企業、民間団体、市町村等においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、地域の実情やそれぞれの立場に応じて、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待するものです。

## 第2章 基本方針策定の背景

### 1 国内外の動向

20世紀において、人類社会に大きな惨禍をもたらした、二度にわたる世界大戦の反省から、昭和23年(1948年)国際連合において「世界人権宣言」が採択され、世界に表明されました。

その後、国際連合では、この「世界人権宣言」を実効あるものとするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」などの人権関係諸条約の採択が進められました。また、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」、「国連寛容年」、「国際高齢者年」などの国際年を定め、世界中にその普及と協調行動を提唱してきました。

しかし、このような取組にも関わらず、冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化しました。

厳しい国際社会の諸問題を受け、平成6年(1994年)国際連合は、平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、その具体的プログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」を示し、「人権という普遍的な文化」を構築するための取組を進めてきました。

更に、平成16年(2004年)国連総会は全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を開始する宣言を採択しました。

我が国においては、昭和22年(1947年)「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が施行されました。

昭和31年(1956年)には国際連合に加盟し、国際人権規約を始めとした多くの人権に関する諸条約が批准されるとともに、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策が進められてきました。また、我が国固有の人権問題である同和問題については、昭和40年(1965年)の同和对策審議会答申に基づく取組が進められてきました。

また、平成8年(1996年)地域改善対策協議会(総務庁設置)は、内閣総理大臣等への「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)」において、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」や「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」など、今後の重点施策の方向を示しました。

平成9年(1997年)には、「人権教育のための国連10年」の国連決議を受け、国連10年国内行動計画が策定されるとともに、人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が施行されました。

この法律に基づき設置された「人権擁護推進審議会」の答申や国連10年国内行動計画等を踏まえて人権教育・啓発を総合的に推進するための施策を実施してきましたが、より一層の推進を図るため、平成12年(2000年)議員立法により「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が制定されました。

国はこの法律に基づき、平成 14 年（2002 年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発の取組が進められてきました。

この計画を踏まえて文部科学省が設置した人権教育の指導方法等に関する調査研究会議は、「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第一次とりまとめ〕（平成 16 年（2004 年））〔第二次とりまとめ〕（平成 18 年（2006 年））に続いて、平成 20 年（2008 年）に〔第三次とりまとめ〕を公表しました。

## 2 長野県の取組

長野県では、「基本方針策定の趣旨」に記載したとおり、昭和 22 年（1947 年）以降、同和問題を中心として女性、子ども、高齢者、障害者などそれぞれの分野ごとに課題解決に向けて各種施策を進めてきました。

最近 10 年間の取組としては、平成 11 年（1999 年）には、国連 10 年国内行動計画を受けて、国連 10 年長野県行動計画を策定するとともに、この計画の推進及び進捗状況や効果などについて広く県民から意見を聴取するための「長野県人権啓発推進委員会」を設置し、県民一人ひとりが日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していけるよう、人権教育を進めてきました。

平成 14 年（2002 年）には、同和問題について長野県部落解放審議会から「環境、教育、生活面での格差の是正など、なお残された課題については、その解決のため、同和施策という観点から、一般対策に差別の実態に則して工夫を加えつつ対応する」などの答申が出され、一般対策として取り組んできました。しかし、長野県人権政策審議会答申において「長野県が長野県部落解放審議会答申を具体化することはほとんどありませんでした。」と指摘されました。

また、平成 15 年（2003 年）には、国連 10 年長野県行動計画による施策を一層推進するため、人権教育・啓発推進法の規定に基づき、県が実施する人権教育・啓発の方針として「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、県の人権教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進してきました。

平成 16 年（2004 年）には、多様性を認め合い、一人ひとりが互いにかげがえのない人間として尊重される豊かな共生社会の実現を目指し、県の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「長野県人間尊重推進委員会」を設置しました。

地对財特法が平成 14 年（2002 年）3 月に失効し、経過措置期間を設定して実施してきた県単同和对策事業が平成 17 年（2005 年）3 月をもって概ね終了することから、「長野県部落解放審議会条例を廃止する条例案」を平成 17 年（2005 年）長野県議会 2 月定例会に提案しましたが、条例を廃止するには新たな人権施策を検討する審議会の設置が条例案として提出されるべきであるなどの理由により否決されました。

これらの経過を踏まえ、平成 19 年 7 月に「長野県人権政策審議会条例」が制定されました。

平成 19 年（2007 年）12 月、多様化、複雑化する人権課題に適切に対応した人権政策をより総合的に推進する必要性から、知事は長野県人権政策審議会に対し、人権政策推進に係る基本方針について諮問を行い、平成 21 年（2009 年）3 月、審議会としては、どの人権課題も重要であると認識した上で、本県においては同和問題と外国人問題を特筆する人権課題であるとの答申がなされました。

また、平成 19 年（2007 年）に策定された長野県中期総合計画においては、「人権が尊重される社会づくり」を主要施策として位置付け、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚や県民等との協働による人権啓発を進めています。

## 第3章 人権政策の基本理念

### 1 人権の概念

人権とは、世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。

また、憲法第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と個人の尊重と基本的人権の尊重をうたっています。

また、国の人権擁護推進審議会答申では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」としています。

人権は、人間として当たり前持っている固有の権利であり、個人が社会において幸福な生活を営むために必要なものです。また、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の尊重を侵されないことです。

価値観が多様化し、個人の権利意識が高まるなど、社会が変化していく中で、従来は問題視されなかった分野においても個々人の人権とする捉え方も広がりつつあります。

このような中であっても、「人間の尊厳」を原点として人権を捉えることが重要です。

### 2 人権政策の基本理念

本県の人権政策は、「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現、すなわち「人権が尊重される長野県づくり」を基本理念とします。

なお、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、県民一人ひとりが各人の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが大切です。

そのため、県民一人ひとりが日常生活の中で当たり前のこととして人権を尊重した発言や行動ができるよう、人権を尊重する意識を育みます。

また、人権の視点に立って施策を推進し、県民一人ひとりの主体性や能力が発揮され、自己実現、自立、社会参加のできる社会環境を整備します。

## 第4章 人権施策の方向性

### 1 人権の視点に立った行政

県行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進することにより、人権が尊重される長野県を築いていきます。

例えば、障害者の「自己実現、自立、社会参加」を実現するためには、ユニバーサルデザイン化や仕事づくりなどの具体的な施策が必要なように、福祉部門だけでなく、建設部門・労働部門など様々な分野が関係してきます。

このため、すべての県職員が人権行政の担い手であることを自覚し、常に人権の視点に立って制度や施策の企画・実行・点検・改善に当たります。

また、職員研修を通じて職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

### 2 人権教育・啓発

県民一人ひとりが、人権とは何かを理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が必要です。

長野県教育振興基本計画においては、人権尊重意識の高揚を図るため、「県民の人権問題に対する正しい知識の習得と理解の促進」と「学校・社会における人権教育の推進」を行うこととしており、その取組と連携しながら教育・啓発を行っていきます。

人権教育・啓発は、一人ひとりの心の在り方（考え方）に関わることであり、押し付けにならないよう、自らの主体的な学習が生涯学習として推進されるように努めます。人権意識は日々の生活など様々な事柄を通じ、自ら考える中から培われるものであることを伝えていきます。

また、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。

#### (1) 学校における人権教育

学校教育においては、様々な教育活動を通して児童生徒一人ひとりの人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、解決する意欲と実践力を身につけた人間を育てることを目標に取組を進めます。

取組に当たっては、人権尊重の意識及び様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う「共に生きる心」を育むことが重要です。

このため、幼児期や低学年から発達段階に応じて、人権尊重についての理解を深める指導を行うとともに、家庭や地域との連携を図りながら、学校や地域の実態に応

じた多様な学習内容や学習方法を取り入れるなど、指導内容の充実や指導方法の工夫を行うとともに、実践につながりやすい教材・資料を研究・開発します。

また、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校等相互の連携と、一貫した人権教育を進めるとともに、人権教育の基盤として児童生徒がいきいきと学べる学校、学級づくりを進めます。

更に、教職員が豊かな人権感覚を持ち、自らの姿勢そのものが人権教育の重要な部分であることを自覚し、生命の尊厳を重んじ、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めるよう、研修の充実に努めます。

## (2) 社会における人権教育・啓発

社会教育においては、家庭・地域、企業・職場での自主的な人権学習が必要であり、地域の課題に応じた日常的で継続的な取組が求められます。

多様な人権課題についての正しい理解と認識をもとに、具体的な行動や実践につながるよう、学習内容や学習方法の創意工夫に努めます。

また、市町村や地域等での教育・啓発がより効果的に行われるよう、研修会の手法等について、情報提供を行います。

住民の身近なところで住民と共に活動する人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施します。

### ア 家庭・地域

家庭や地域には、家族のふれあいや地域住民の交流などを通じ、互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育む役割があります。

保護者が人権問題を正しく理解し、子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割の重要性を認識するよう、家庭教育の充実に関する支援を進めます。

地域においては、公民館活動による学習機会の提供など市町村の人権教育・啓発事業を支援します。また、ボランティア、NPO等が行う活動についても支援します。

### イ 企業・職場

企業においては、法令順守や説明責任といった社会的責任が求められており、人権の視点での企業活動の推進が一層望まれるとともに、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのない働きやすい職場づくりを進めることが必要です。

企業の経営理念の中に人権尊重の理念を加え、そこで働く人々の人権意識を育むため、企業における人権教育の積極的な取組が求められます。

そこで、各種業界団体や経営者等に対し、企業内における人権教育の充実や人権教育の指導者育成を要請するとともに、企業の自主的な取組の支援も行います。

また、企業経営者等に対しては、社員の採用に当たって就職希望者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施され、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携して周知・啓発を行います。

### (3) 人権啓発センターによる啓発

人権に関する情報の発信拠点として、人権問題に関する理解を深めるための資料展示や情報提供などの充実を図り、センターの利活用を促進するとともに、人権問題に関する有用な資料の収集・調査・研究に努めます。

### (4) 効果的な啓発

人権を身近なものと感じることができるよう、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアやインターネット、公共交通機関やコンビニエンスストアなどを活用して効果的な啓発に努めるとともに、人権啓発イベントの開催、啓発ビデオの貸出し、リーフレットによる啓発など多様な機会の提供に努めます。

また、あらゆる人権問題を視野に入れ、県民のニーズに応じた研修内容・方法を創意工夫するとともに、参加者が主体的に学べる手法や実践につながるわかりやすい教材・資料を研究し、効果的に啓発を行います。

### (5) 人権に関わりの深い職業従事者に対する研修

人権が尊重される社会づくりには、人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修を充実させ、人権尊重の理念を理解し、その意識が行動に現れるようにすることが重要です。

そのため、公務員は一人ひとりが人権行政の担い手であることを強く認識して、人権尊重の視点に立ってそれぞれの職務の遂行に努めることが不可欠であり、人権に関する研修の充実を図っていきます。

特に教職員については、幼・少・青年期という重要な人格形成期に教育活動を通じ、人権尊重の精神形成に大きな影響を与えることから、職種、経験年数など実情に即して、人権問題の現実に学び展望のある人権教育を進める研修の充実を図ります。

また、警察職員については、人権に配慮した警察活動が求められるため、人権に関する研修の充実を図ります。

消防職員についても、人命に関わる活動も多く、人権に配慮した活動が求められるため、人権に関する研修を行います。

医療・保健・福祉関係者については、医療・介護・相談などの業務を担っており、患者や利用者の人権に配慮した対応が求められるため、養成学校や養成施設のほか、医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する教育・研修の充実を要請します。

マスメディア関係者については、情報化の進展に伴い、その社会的役割や影響は、ますます大きくなっており、人権尊重の視点に立った取材や報道を行うことが求められることから、職場における自主的で、積極的な研修などの取組を要請します。

#### ( 6 ) 国・市町村、県民、関係団体との連携・協働

人権教育・啓発を効果的に行うには、国・県・市町村等の行政だけでは限りがあるため、学校、家庭、地域、企業、NPO等との連携や協働を進め、県民の主体的な人権に関する取組を支援します。

#### ( 7 ) 人権教育・啓発に関する情報提供

様々な場所や機会を通じて行われている講演会、研修会など教育・啓発の取組をより効果的に行うため、人権に関する知識や教育手法など教育・啓発に関する有用な情報を収集し、適切に情報提供します。

### 3 人権相談・支援

県民が人権問題に直面したとき、一人で悩むことなく、必要な情報提供や支援を受けながら、主体的な判断により問題が解決され、自己実現できるよう、相談体制の充実を図ります。

#### ( 1 ) 総合相談体制の整備

人権課題に関しては、個別施策ごとに相談窓口を設けて対応しています。しかし、人権に関わる相談は、就労、福祉、教育など多岐にわたる分野での対応が必要な場合も少なくないため、人権問題に関する総合相談体制を整備し、問題の早期解決が図られるよう支援するとともに、関係機関との連絡調整を行います。

#### ( 2 ) 国、市町村、関係機関との連携

人権に関する問題の解決に向け、相談・支援の実効性を高めるため、国・県・市町村、人権擁護委員、NPOなど、人権に関わる幅広い関係機関・団体等と連携して対応します。

なお、NPO等の民間団体は、公的機関に比べ、より柔軟かつきめ細かな支援が行えるなどの特性があることから、民間団体との協働について検討します。

#### ( 3 ) 相談窓口等の周知広報

県民が、人権問題を自らの判断で解決できるよう、各種相談窓口や支援制度などについて、マスメディア・ホームページ・リーフレットなど、様々な機会や広報媒体を通じて周知します。

## 第5章 分野別施策の方向性

### 1 同和問題

#### (1) 現状と課題

同和問題は、我が国社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお日常生活の上でいろいろな差別を受けている我が国固有の人権問題です。

県は、国の同和対策審議会答申（昭和40年（1965年）8月）及び県の部落解放審議会答申（昭和44年（1969年）12月）の精神を尊重しながら、同和問題の解決を県政の重要課題として、数次にわたり同和対策の総合計画を策定し、市町村を始め関係機関・団体と協議して、「差別のない明るい社会」の実現に向けて努力してきました。

国においては、昭和44年（1969年）「同和対策事業特別措置法」が施行されて以降、「地域改善対策特別措置法」、「地対財特法」による特別対策事業の取組などにより、生活環境の改善を始めとした物的な基盤整備は着実に成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、同和問題に対する理解や認識も進み、全般的に大きな進展を見たことから、地対財特法に基づく特別対策は「概ねその目的を達成できる状態になった」として、平成14年（2002年）3月をもって終了しました。これ以降、教育・就労・産業等の面での格差の是正など、残された課題については、一般対策により対応することとなりました。

県においても平成12年（2000年）に部落解放審議会に対し、地対財特法終了後の本県の同和行政のあり方について諮問し、平成14年（2002年）1月には「環境、教育、生活面での格差の是正など、なお残された課題については、その解決のため、同和施策という観点から、一般対策に差別の実態に則して工夫を加えつつ対応する」、「教育・啓発は、人権・同和問題の解決に向けて引き続き積極的に推進していくべきである」などの答申が出され、県としても一般対策として対応するとともに、長野県人権教育・啓発推進指針に基づき教育・啓発に取り組んできました。しかし、長野県人権政策審議会答申において「長野県が部落解放審議会答申を具体化することはほとんどありませんでした。」との指摘がありました。

平成20年（2008年）6月に県が実施した「人権に関する県民意識調査」からは、依然として結婚問題に関して差別意識があることや同和問題の解決に消極的あるいは無関心と思われる回答が、前回調査（平成13年（2001年）1月実施「人権問題に関する県民意識調査」）に比べ増加しているとの結果が得られました。

また、平成21年（2009年）の長野県人権政策審議会答申においては、同和地区では就労・教育・福祉等の課題がより集中して、より強く現れる傾向があるとともに、近年は、インターネット上での差別書き込みや、「部落地名総鑑」のインターネット上への流出など、情報化社会ならではの新たな問題も発生しているとしています。

なお、同和問題を口実に、高額図書の購入などの不当な要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題解決を阻害する問題も引き続き発生しています。

## (2) 基本方針

同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえ、相談・支援体制の強化と関係機関との一層の連携を図るとともに、就労、教育、福祉等の課題については、地域のニーズを的確に把握しながら、行政施策等の情報提供や各種制度の活用など、適切に対応していきます。

また、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての教育・啓発を推進し、同和問題と人権尊重の理念に対する正しい理解を深め、差別意識の解消に取り組みます。

## (3) 具体的施策の方向

### ア 実効性のある相談体制の構築

相談者の状況に十分配慮し、総合的・専門的に対応できるよう、相談体制を整備します。

同和問題の固有性に配慮し、問題解決に向けた有用な助言・情報提供を行います。また、適切な関係機関の紹介やそれらと連携して問題解決への支援を行います。

隣保館は、住民の生活実態やニーズに応じた生活支援・自立促進などにおいて、大きな役割を担っていることから、総合的に活動を推進できるよう支援します。

### イ 多様な手法による教育・啓発

県民一人ひとりが同和問題を理解できるよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じて教育・啓発を行います。

本県におけるこれまでの同和教育において培ってきた考え方や手法を有効に活用し、効果的な教育等に努めるとともに、偏見に対する新たな手法による教育等について研究します。

隣保館を拠点とした学習機会の確保、地域住民の交流促進などの取組や、県民等が主体的に行う啓発活動などを支援します。

企業に対しては、公正な採用選考が行われるよう、関係機関と連携して周知・啓発を行います。

県人権啓発センターでは、同和問題に関する情報の発信拠点として資料展示や情報提供、学習会への講師派遣を行います。また、県内隣保館と協力して有用な資料の収集・調査・研究を行います。

同和問題解決の妨げとなっている「えせ同和行為」をなくすため、同和問題に対する正しい知識と理解を広めるとともに、関係機関による情報交換や不当要求に対する毅然とした対応の徹底を図ります。

#### ウ 課題解決に向けた施策の推進

同和問題は、就労、教育、福祉など様々な分野にわたることから、全庁的な推進組織の連絡調整を強化し、課題解決に向けて各種施策を的確に活用し、「自覚」「自立」「自己実現」を支援します。

同和問題に関して、未だ解決されない課題の把握方法や情報化社会における新たな課題への対応について検討します。

## 2 外国人

### (1) 現状と課題

平成2年(1990年)の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日系ブラジル人が増加し、本県の外国人登録者数は、平成21年12月31日現在37,304人で、国籍別構成比でみると、中国29.0%、ブラジル28.5%、韓国・朝鮮12.1%、フィリピン11.1%、タイ6.4%、その他の国籍12.9%となっています。

また、ここ数年、定住者の長期滞在や永住資格取得者の増加など、ブラジル人や中国人の定住化傾向が見られます。

外国人への偏見や差別意識による人権問題として、就労差別や入居・入店拒否などが発生している現状があります。また、外国人の多くは、日本語の理解が十分でないため、地域で生活する上で近隣住民とのコミュニケーションがうまくできなかつたり、住民として必要な行政情報を含めた各種情報が伝わらず、孤立してしまうこともあります。

これらのことから、外国人に対する国籍、言語、宗教、文化等の違いによる偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ多様性を受け入れることで、地域住民の異文化理解の向上や国際感覚の醸成が育まれ、世界に開かれた地域社会を形成していくことが求められています。

また、生活面での課題としては、労働に関して、外国人の多くが派遣や請負などの非正規雇用として製造業に従事しているため、不安定な雇用形態にあること、医療においては、医療機関の受診時に言葉が不自由なため不安を感じる人が多いこと、教育では、言葉や家庭の経済的理由などにより、不就学児童生徒がいる等の問題が生じています。

## (2) 基本方針

生活のあらゆる場面において外国人への偏見や差別意識が解消され、外国人がいきいきと生活することができるよう、国籍等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことができる多文化共生社会の実現を目指します。

## (3) 具体的施策の方向

### ア 多文化共生のための教育・啓発

学校や地域、企業において、外国人に対する偏見や差別をなくし、異文化を尊重し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていく多文化共生についての教育・啓発を行います。

学校において、日本と諸外国との歴史的関係を正しく理解・認識するための教育を行います。

地域住民と外国人との交流を通じて異文化の理解を深めます。

### イ 外国人に対する生活相談・支援

相談窓口では、相談者の状況を十分理解し、個々の問題の解決に向けた情報提供・支援など、関係機関と連携して多言語で相談に応じます。

専門的な人権問題については弁護士等の専門家と連携し、多言語で相談に応じます。

医療機関において外国人が安心して必要な診療を受けられるよう、医療通訳者の人材養成や通訳派遣などの支援を行います。

外国人労働者の雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、関係法令等の企業への周知・啓発を図るとともに、労働相談による支援を行います。

日本語を十分理解できない外国人向けに多言語での情報提供を行うなど、コミュニケーション支援を行います。

### ウ 教育環境の整備

外国人児童生徒が、環境に適応して学校生活を送ることができるよう、小・中学校・高等学校における支援の一層の充実を図ります。

外国人児童生徒の就学の機会を確保するとともに、不就学の児童生徒の減少を図るため、母国語教室に対し企業・県民と一体となって支援を行います。

### 3 女性

#### (1) 現状と課題

本県においては、総合的・計画的に女性行政を進めるため、昭和55年(1980年)に「長野県婦人行動計画」を策定して以降、4次にわたる女性行動計画により施策を推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向け、国においては平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、県では平成14年(2002年)12月に議員提案により「長野県男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

平成13年(2001年)3月には「長野県男女共同参画計画」を、平成19年(2007年)3月には「第2次長野県男女共同参画計画」を策定し、総合的・計画的に施策を推進してきました。

男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まり、様々な分野で女性が活躍する場面が増えていますが、固定的性別役割分担(性別を理由に役割を固定的に分けること)の意識が根強く残り、女性の社会的参画、特に意思決定過程への参画は遅れています。

また、出産・育児期に相当する年齢層の女性において離職者が増加し、その後も仕事に就けないというような状況が見られますが、出産・育児を経ても職業キャリアを中断することがなく、また男女が共に職業生活との調和を図りながら子育てや介護などの家庭生活を担っていくことのできる社会環境の整備が重要になっています。

女性に対する暴力は、被害者に恐怖と不安を与え、社会的活動を束縛する重大な人権侵害で、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が制定され、配偶者等からの暴力防止対策が強化されていますが、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)に関する相談件数は、依然として多い状況が続いています。また、近年は若年層において恋人間暴力(いわゆるデートDV)に関する相談も増加傾向にあります。

また、セクシャル・ハラスメントや性犯罪・ストーカー行為など、人権を侵害する事案も発生しています。

#### (2) 基本方針

「長野県男女共同参画社会づくり条例」及び「長野県男女共同参画計画」に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを目指します。

### (3) 具体的施策の方向

#### ア 男女共同参画社会づくりに向けた啓発

固定的性別役割分担意識の解消に向け、学校、家庭・地域、企業・職場において、男女平等教育や啓発活動の充実を図ります。

幼稚園・保育所及び学校では、発達段階に合わせ、男女が互いの個性や能力を尊重し合い、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する心や態度の育成を図ります。

企業へは、労働教育等を通じて、労働基準法や男女雇用機会均等法の周知・啓発を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します。

県の広報出版物等公的広報において、性別固定観念にとらわれない表現を推進するとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現などについて、メディアの自主的な取組を促します。

#### イ 行政・地域・企業における政策・方針決定の場への女性の参画

県職員・教員の意識啓発及び人材育成を図り、女性職員・教員の職域拡大と管理職等への登用を促進するとともに、審議会等の女性委員の比率向上に努めます。

地域では、自治会や公民館等地域組織のリーダーを対象に、男女共同参画の視点から、地域のしきたりや慣習の見直しに関する啓発活動を進めます。

企業の経営者等にポジティブ・アクションの推進を働きかけ、女性の管理職等への参画を支援します。

#### ウ 多様な活動や働き方が実現できる環境づくり

県次世代育成支援行動計画等に基づき、男女が共に子育てに関わる意識の啓発や市町村の実施する多様な保育サービスの提供を支援するなど、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進し、出産・育児により女性の社会参加の機会が制限されることのないように努めます。

誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会づくりに向けた啓発を行います。

仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業を登録・表彰し、これらの企業をPRすることなどにより、企業の取組を促進します。

## エ あらゆる暴力から女性の人権を守るための環境づくり

「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」に基づき、DVの防止に向けた地域のネットワークの構築や啓発を行います。

被害者の保護と自立を支援するため、関係機関と連携・協力して、相談・保護支援体制を強化します。

被害者に対する相談・支援の取組が強化されるよう、市町村に働きかけを行います。

セクシャル・ハラスメント、性犯罪・ストーカー事案の防止と売買春・人身取引を撲滅するため、啓発・相談などの取組を進めます。

## 4 子ども

### (1) 現状と課題

本県では、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を推進するため、平成17年度(2005年度)を初年度とする「長野県次世代育成支援前期行動計画」(平成21年度(2009年度)まで)により取り組んできました。

人間性や社会性を育む上で重要な体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下、子どもの規範意識の希薄化などが指摘されているとともに、子どもたちを取り巻く環境は、いじめ・校内暴力や児童虐待、児童買春・児童ポルノなど、懸念すべき状況にあります。

また、教育現場では、学力・体力の低下傾向やいじめ・不登校などが問題になっています。一人ひとりの多様な能力を伸ばし、夢を持って成長できる教育を推進する必要があります。

女性の社会参加に伴い、家事や育児と仕事の両立に対する負担感が大きくなっており、子育ての負担感や不安感を軽減するために子育て家庭への支援が求められています。

児童虐待は、子どもに対する最大の人権侵害であり、社会全体で早急に解決しなければならない重要課題ですが、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況にあります。

また、インターネットや携帯電話の普及により、違法・有害情報による青少年への悪影響が懸念されています。

## (2) 基本方針

長野県次世代育成支援行動計画に基づき、学校、家庭、地域において、子どもが安心して健やかに成長できる環境づくりを行います。

## (3) 具体的施策の方向

### ア 子どもの人権の啓発

子どもを健やかに育てるための環境づくりに努めるよう県民意識の高揚を図るとともに、児童虐待・いじめの防止などについての啓発を行います。

青少年の健全育成について、県民・関係業界・行政が協力して健全な環境づくりに努めるよう啓発を行います。

### イ 人権に配慮した学校教育の推進

いじめ、体罰を防止するため、教職員の人権感覚を磨き、人権教育を推進することにより、子どもの人権尊重意識の向上を図ります。

子どもには、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚の育成に努めます。

障害のある幼児児童生徒を正しく理解し、教育的ニーズに応じた学習支援を推進します。

外国人児童生徒への日本語指導など、学びの場のための環境整備を進めます。

不登校やいじめ等の悩みを抱える子どもや保護者に対して、学校、家庭・地域、関係機関が連携して支援するとともに、専門家等による相談支援を行います。

### ウ 子育て支援の充実

家庭や社会全体で子どもを育てていくよう、育児や子どもに関する相談・支援を行うとともに、学習会等により子育てに関する情報提供を行います。

多様な保育サービスの提供などを支援し、子育てと仕事を両立して、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

### エ 児童虐待の防止等子どもの安全確保

市町村との連携を強化するなど、児童虐待に関する通告及び相談体制を充実します。

児童虐待に速やかに対応するため、児童相談所における一時保護所の機能強化を図ります。

保健・医療・教育・警察など、関係機関の連携を強化し、市町村等身近な地域のネットワークづくりを支援することにより、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

子どもが被害者となる凶悪事件やその前兆となる声かけ事案を防止するため、学校関係者やボランティアと協働し、地域で子どもの安全を確保する取組を進めます。

## 5 高齢者

### (1) 現状と課題

本県では、平成21年(2009年)に、「長野県高齢者プラン」を策定し、高齢社会をめぐる重要な課題に対応した施策を推進しています。

長野県の高齢化率は、平成21年(2009年)10月1日現在、26.1%と、全国の22.7%を上回る水準で高齢化が進んでおり、今後も更なる少子高齢、人口減少が進み、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加も予測されています。

また、平成18年(2006年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行され、市町村への高齢者虐待の通報・届出は平成20年度(2008年度)386件ありました。

虐待を受けた高齢者の約半数が比較的重度の認知症を有しており、認知症に対する正しい知識の普及や地域全体で高齢者とその家族を支える仕組みづくりが求められています。

高齢者への経済的虐待による金銭問題の発生や、振り込め詐欺・悪徳商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶ちませんが、認知症等で判断能力が不十分な人の権利を守るための制度である成年後見制度の利用はなかなか進まない状況にあります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような社会づくりが求められています。

また、高齢者が意欲と能力に応じて年齢に関係なく働くことができる社会が求められており、高齢者の安定的な雇用や再就職の促進が求められています。

### (2) 基本方針

長野県高齢者プランに基づき、高齢者が健康長寿の喜びを実感できる社会を構築するため、高齢者がいきいきと生活できる社会づくりや高齢者の権利擁護を推進します。

また、介護サービスの質の向上や、介護保険制度の適切な運営に努め、高齢者の「く

らし」と「いのち」のケアが一体的に提供される環境づくりを推進します。

### (3) 具体的施策の方向

#### ア 高齢者の人権を尊重する意識の醸成

学校、家庭・地域において、高齢者への尊敬や感謝の心を育むとともに、高齢者虐待防止に向けた啓発を行います。

認知症の高齢者について、家族や地域の理解を深めるために啓発を行います。

#### イ 高齢者の生きがいづくり

高齢者が地域活動等を通じて社会参加ができるよう、生きがいづくり活動を支援します。

高齢者の豊かな経験や知識・技術を活かし、高齢者の意欲と能力に応じて就業できるように支援します。

#### ウ 高齢者が安心して生活できる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢期の身体的な特性に配慮した医療・介護の一体的なケアが提供される環境づくりを推進します。

介護サービスの質の向上や介護保険制度の安定的な運営を行います。

認知症を早期発見し適切な対応を行うため、医療と介護が連携した支援体制づくりを推進します。

介護保険や高齢者虐待に関する相談については、市町村や関係機関と連携して対応します。

高齢者が地域で安心して快適に暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者向けの公営住宅の建設や個人住宅のバリアフリー化を支援します。

#### エ 高齢者の権利擁護

高齢者の虐待防止に向け、介護サービス事業者に対して研修を行うとともに、市町村が行う取組に関し、情報提供や助言を行います。

認知症等により判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度の普及・活用を促進するとともに、市町村及び社会福祉協議会の取組を支援します。

高齢者を振り込め詐欺や悪質商法等の被害から守るため、啓発や情報提供を行います。

## 6 障害者

### (1) 現状と課題

本県では、平成19年(2007年)3月に、「長野県障害者プラン後期計画」を策定し、障害者福祉施策を推進しています。

本県の身体障害者の状況は、平成21年(2009年)3月31日現在、94,197人で、高齢化、重度化が進んでいます。

知的障害者は、同日現在、14,525人で、軽度者の割合が高くなっています。

また精神障害者は、同日現在、通院患者数(自立支援医療の精神通院に係る受給者数)は26,610人、精神科の入院患者は4,581人となっています。

ノーマライゼーションの理念に基づき、施設に入所している方や精神科病院に入院している方の意向や人権の尊重に努めながら、障害者が地域で普通の生活ができることを目指し、従来の施設入所から地域生活の支援に施策の重点が転換されています。

しかし、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

障害者の地域生活移行を促進するためには、障害者に対する差別や偏見の解消、生活の場や就労等昼間活動する場の確保、相談支援体制の充実など、環境整備を進めることが重要となっています。

また、障害者の自立生活には就労が重要な課題であることから、平成18年(2006年)10月に施行された「障害者自立支援法」においては就労支援施策が強化され、これまでの授産施設等への福祉的就労から民間企業等への一般就労への移行が展開されています。

しかし、障害者の雇用率は、平成21年(2009年)の雇用状況報告(6月1日現在)によれば、法定雇用率が適用される本県の民間企業では1.72%と全国平均を上回っていますが、法定雇用率(1.8%)には達しておらず、未達成企業もあることから、一層の就労支援が求められています。

### (2) 基本方針

「長野県障害者プラン」に基づき、障害者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活をしていけるように障害福祉サービスの提供を行います。また、障害者が特別な存在としてではなく、一人の生活者として尊重され、自分らしい生活を選択し、決定することができるように、県民の理解を一層深め、権利擁護や社会参加の促進を図ら

れる施策を充実します。

### (3) 具体的施策の方向

#### ア 障害者に対する理解の促進

地域社会の中で、障害者の人権尊重と権利擁護が図られるよう、障害や障害者に対する理解と認識を深めるための啓発を行います。

学校では、特別支援学校や障害者施設等との交流を始め、教育全体を通じて障害者に対する理解や、社会的支援・介護福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

障害者との交流・コミュニケーション支援の充実やスポーツ・芸術文化活動の振興などを通じて、障害者に対する理解の促進と社会参加を推進します。

#### イ 障害者の就労促進

ハローワーク、障害者総合支援センター等関係機関と連携して職業相談・求人開拓などを行い、障害者の一般就労を促進します。

一般就労が困難な障害者の経済的自立を支援するため、福祉的就労の場の提供を行うとともに、障害者授産施設等の受注機会の拡大を支援し、工賃の増大を図ります。

障害者の県職員としての採用に引き続き努めるとともに、採用対象者の拡大について検討します。

#### ウ 障害者の権利擁護の推進

障害者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、人権擁護のための相談・支援を行います。

障害者の権利を守るため、関係機関と連携して成年後見制度の普及・活用を促進するとともに、市町村及び社会福祉協議会の取組を支援します。

社会福祉施設や精神科病院において、障害者等の処遇や金銭管理等が適正に行われるよう、指導を行います。

#### エ 安心して生活できる地域づくり

障害者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、精神保健・医療などの

相談・支援を行います。

障害者に限らず誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設や病院等の公共的建築物のユニバーサルデザイン化を推進します。

障害者の活動範囲を広げ、社会参加を促進するため、移動が困難な障害者に対する移動支援や交通施設の整備を進めます。

## 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等

### (1) 現状と課題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はないものです。また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）の発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

本県ではHIV感染者・エイズ患者の人口当たりの届出数が全国的にも多い状況にあり、感染予防のための各種対策を推進するとともに、感染者・患者に対する差別・偏見の解消を図る必要があります。

ハンセン病患者に対し、我が国では、かつて施設入所を強制する誤った隔離政策が採られてきた経緯があり、隔離政策が終結した後も、療養所入所者の多くは、長期間にわたる隔離などによって、家族や親族等との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

ハンセン病の元患者等に対する偏見や差別意識の解消を図ることが必要です。

また、ウイルス性肝炎、新型インフルエンザ等の患者等に対する差別・偏見の解消も図る必要があります。

### (2) 基本方針

HIV/エイズ、ハンセン病等に関し、正しく問題を理解するための教育・啓発を行い理解を促進し、患者・元患者や感染者に対する偏見・差別の解消を図ります。

### (3) 具体的施策の方向

#### ア 正しい知識の普及啓発

HIV/エイズ、ハンセン病、ウイルス性肝炎等の感染症に関し、正しく問題を理解するための教育を行います。

H I Vについては、医療従事者向けに研修を行うとともに、学校では性教育との関連を考慮し学習を行います。

ハンセン病については、患者に対する誤った隔離政策などの歴史を踏まえ、元患者の生き方や思いに学ぶ交流や学習を進めます。

## イ 検査・医療体制の充実

感染の不安を持つ者のプライバシーに配慮して、迅速かつ安心して検査が受けられるよう、保健所等において検査を実施するとともに、患者・感染者の社会的・精神的な問題を軽減するための個別相談・支援を行います。

患者・感染者が安心して医療を受けることができるよう、医療従事者の知識・技術の向上を図ります。

## 8 犯罪被害者等

### (1) 現状と課題

犯罪被害者等が直面している状況を踏まえ、その権利利益の保護を図るため、平成17年(2005年)「犯罪被害者等基本法」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が規定されるとともに、同法に基づく基本計画が策定され、国における各種施策が進められています。

犯罪等の被害者やその家族は、生命・身体・財産上の直接的な被害だけでなく、被害を受けたことによる精神的なショックや時として周囲の心無い言葉やメディアの取材などによる二次的被害を受けることにより、苦しめられることもあります。

本県においても、犯罪被害者等基本法を受け、各種の施策を進めるとともに、市町村に対し取組の推進を働きかけています。しかし、関係機関における被害者支援に関する認識は未だ十分とはいえず、施策に十分反映されているとはいえない状況にあります。

個々の犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、被害者等が置かれた個々の状況等に応じて適切に、かつ途切れることのない支援が求められています。

また、犯罪被害者等の二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の置かれた立場を理解することが求められています。

### (2) 基本方針

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるよう県民の理解を深めるとと

もに、関係機関によるネットワークを強化することにより、犯罪被害者等への支援を推進します。

### (3) 具体的施策の方向

#### ア 犯罪被害者等に対する理解の促進

犯罪被害者等の直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、関係機関職員及び県民の理解を促進するための啓発を行います。

行政機関等の職員が、窓口や相談機関等で不適切な対応をして犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないよう、研修を行います。

#### イ 関係機関・団体の連携

犯罪被害者等のニーズは、生活上の支援を始め、医療・裁判に関することなど、極めて多岐にわたっていることを踏まえ、総合的に支援を行うために、司法・行政・医療等の犯罪被害者支援に関係する機関・団体等の相互の連携を図っていきます。

#### ウ 適時適切な犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等の状況に応じ、犯罪被害者等が必要とする情報の提供、精神的被害に対するカウンセリング、犯罪被害給付制度による経済的支援、被害者の安全確保など、関係機関と連携して適時適切な支援を行います。

## 9 中国帰国者等

### (1) 現状と課題

中国残留邦人の帰国後の援護については、国が全国一律に自立支援策を講じてきましたが、本県では全国で最多の満州開拓団員を送り出してきたという事情から、県独自の援護策として、引揚者特別生活指導員の配置などの支援を実施してきました。

平成20年度(2008年度)からは、国が老齢基礎年金の満額支給や支援給付金制度を創設したことに加え、従来、国と県が担ってきた中国帰国者の生活支援をより身近な市町村の責務とし、援護施策の充実を図っていますが、日本での生活基盤を十分に築くまでには至っていない状況です。

## (2) 基本方針

中国帰国者が、ふるさとで穏やかな日々を心豊かに過ごせるよう、市町村と連携して、生活支援を実施します。

## (3) 具体的施策の方向

### ア 市町村による取組の支援

帰国者等の地域生活における自立を支援していくため、日本語学習の支援など、市町村の取組を支援します。また、保健福祉事務所の中国帰国者支援相談員により、市町村の支援体制の整備に対して支援していきます。

### イ 生活支援の実施

老齢基礎年金の満額支給の対象とならない165歳未満の帰国者に対し、経済的支援を行います。

永住帰国する残留邦人で在日親族がない場合に、帰国後の日常生活面の相談・助言を行う身元引受人のあっせんなどを行います。

## 10 様々な人権課題

この他、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向及び性同一性障害、ホームレス、北朝鮮当局による人権侵害などの人権課題についても、人権教育・啓発や支援に取り組んでいきます。

### (1) アイヌの人々

アイヌの人々の文化や伝統は、今日では十分に保存・伝承が図られているとは言い難い現状にあります。アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する観点から、取組を推進することが求められています。

国では、平成20年(2008年)6月に国会において採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する官房長官談話を踏まえ、有識者の意見を聞きながら、総合的な施策の確立に取り組むため、内閣において、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、平成21年(2009年)7月、今後のアイヌ政策のあり方についての報告書が提出されました。

県においては、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する県民の理解を深

めるため、教育・啓発に努めていきます。

## ( 2 ) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更正の意欲がある場合であっても、周囲に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難になるなど、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会等周囲の人々の理解と協力が必要であるため、偏見や差別の解消に向けた啓発を行います。

また、高齢又は障害を有するために、出所後に福祉的支援を必要とする人の社会復帰及び再犯防止を支援します。

## ( 3 ) 性的指向及び性同一性障害

平成16年(2004年)7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者に関する施策の進展が図られています。

県においては、人間の性のあり方に対する理解を深め、同性愛、両性愛、性同一性障害など性的少数者に対する偏見や差別を解消するため、教育・啓発を行います。

## ( 4 ) ホームレス

ホームレスの自立支援やホームレスになることを防止するため、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得て問題を解決することを目的に、平成14年(2002年)8月、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。

この法律に基づき、毎年全国調査が実施され、県内のホームレスの数は、平成21年(2009年)1月現在13人(全国は15,759人)となっていますが、生活場所を移動しているホームレスもいるため、正確な実態把握は困難な面があります。

しかし、経済的自立が困難なことや通行人等に暴力をふるわれるなど、人権問題が起きており、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発を行います。

また、個々のニーズに基づき生活保護を適用するなど、ホームレスへの生活支援を行います。

## ( 5 ) 北朝鮮当局による人権侵害

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問

題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害であることから、北朝鮮に対し直接的な働きかけを行うとともに、国際会議等の場や二国間の会談・協議等のあらゆる機会を捉えて、問題の早期解決を図ることが求められています。

拉致問題への取組に当たっては、広範な国民世論の支持と理解が不可欠であり、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、国と連携を図りながら、人権侵害問題についての県民世論の啓発を行います。

## 11 インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板を利用したネットニュースなどは、発信者の匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、有害情報、無断写真掲載など、人権に関わる問題が発生しています。

表現の自由に配慮しつつ、限度を超えた表現等については、発信者がわかる場合は、啓発を通じて侵害状況を排除し、特定できない場合は、プロバイダに対して、情報等の停止、削除を申し入れ、業界の自主規制を促すなど、個別に対応しているのが現状です。

学校や社会における人権教育において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について周知するとともに、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育を充実する必要があります。

### (2) 基本方針

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるため、啓発を行うとともに、インターネットを介したいじめや人権を侵す事例に対しては、関係機関と連携して適切に対応します。

### (3) 具体的な施策

#### ア 学校・社会における教育・啓発

学校において、インターネット・携帯電話などを正しく利用するためのルールやマナーの指導を行います。

児童生徒、保護者、教員、地域住民等に対する講習会の開催を支援します。

## イ サイバー犯罪への適切な対応

インターネット上に掲載された情報が人権を侵害する場合には、人権を侵害された人に対し、プロバイダ等への削除依頼の助言を行います。

サイバー犯罪として取締りの対象となるケースについては、あらゆる法令を適用した適切な措置を講じます。

## 第6章 推進体制

### 1 推進体制と役割

#### (1) 国・県・市町村

人権政策の効果的な推進に当たっては、国、県、市町村がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取組を進めます。

県においては、同和問題や外国人、女性、子ども、高齢者、障害者など、それぞれの人権課題に関わる部局により取組を進めるとともに、全庁的な推進組織である「長野県人権施策推進協議会」のもと、総合的に人権施策の推進を図ります。

国においては、法務局が人権問題に関わる紛争処理や啓発の役割を担っています。県としては、法務局や人権擁護委員、市町村等と構成する人権啓発活動ネットワーク協議会において、連携して啓発を進めます。

市町村においては、県民に身近な基礎自治体として、地域の状況に応じた人権問題についての取組が求められています。

県としては、情報提供を行うとともに、連携して施策を推進します。

#### (2) 県民・NPO等

企業・地域、教育機関、市民団体・NPO等が、それぞれの立場で、人権問題に対する自主的な取組を進めています。

人権が尊重される社会は、行政による取組だけでなく、県民一人ひとりの主体的な行動により築き上げられていくものであり、県民による積極的な取組が求められます。

県としては、県民による効果的な取組への支援を行うなど、県民との協働を進めます。

### 2 評価体制

社会情勢の変化等を人権施策に反映し、着実かつ効果的に推進するため、長野県人権政策審議会に意見を求めるとともに、政策評価制度を活用して定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを行います。

